



熱門關鍵詞

[統一發票中獎號碼](#) [統一發票](#) [租稅協定](#) [牌照稅](#) [汽車使用牌照稅](#)

[目前位置](#)： [首頁](#) > [訊息公告](#) > [新聞稿](#) > [關務](#)



臺灣日本關係協會與公益財團法人日本台灣交流協會於本(106)年11月22日簽署「臺灣日本關係協會與公益財團法人日本台灣交流協會關務合作及互助協定」

「臺灣日本關係協會與公益財團法人日本台灣交流協會關務合作及互助協定」(以下簡稱臺日關務互助協定)於本年11月22日「第42屆臺日經濟貿易會議」閉幕後，由臺灣日本關係協會邱會長義仁及日本台灣交流協會大橋會長光夫在日本東京共同簽署。

財政部說明，臺日雙方貿易往來密切，105年雙邊貿易總額602億美元，日本為我國第3大貿易夥伴，我國亦為日本第4大貿易夥伴。臺日關務互助協定簽署生效，為雙方海關相互合作提供法律基礎，可深化共同合作維護合法貿易，創造優質通關環境。依臺日關務互助協定，雙方得就正確適用關務法規、打擊違反關務法規行為、促進關務程序簡化與調和、深化專家交流與發展關務人員專業技能等進行合作，確保雙方經濟、財政、社會及公共利益。雙方將進一步推動洽簽臺日優質企業(AEO)相互承認協議，降低業者通關成本。

財政部表示，目前我國與美國、菲律賓、印度、中國大陸、紐西蘭及日本等重要貿易夥伴簽訂關務互助協定(議)，未來將廣續與經貿往來密切國家推動關務合作，透過海關相互合作，保障合法業者，促進跨境貿易便捷與安全。

新聞稿聯絡人：國際財政司郭于瑛科長

聯絡電話：(02) 23228189

 發布單位：財政部國際財政司

 張貼日期：2017-11-22



お知らせ

◆ 第42回日台貿易経済会議の開催について (開催報告)

2017年 11月 22日作成

1. 公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会(注)は、11月21日から22日まで、東京において第42回日台貿易経済会議を開催しました。

(注) 1972年の日中国交正常化に伴い日台の実務レベルでの交流関係を維持するために設立された民間窓口機関

2. 今次会合には、日本側から大橋光夫・公益財団法人日本台湾交流協会会長、台湾側から邱義仁・台湾日本関係協会会長が団長としてそれぞれ参加し、日台の経済貿易全般に関する幅広い分野について議論が行われました。

3. 会合終了後、「税関相互支援のための日台民間取決め」、「文化交流の協力に関する覚書」について、公益財団法人日本台湾交流協会会長と台湾日本関係協会会長との間で署名しました。

4. 日台貿易経済会議は過去数十回の開催を通じ、多くの成果を得てきました。双方は経済、貿易、知財、関税などの重要分野における協力を全面的に推進していくことを希望しております。

5. 当協会としては、今次会合の結果も踏まえ、台湾日本関係協会と連携し、日台間の更なる経済貿易関係の拡大に尽力する考えです。

本件問い合わせ先:

公益財団法人日本台湾交流協会 総務部長 柿澤 未知

電話: 03-5573-2600 (内線10)

© 2017 公益財団法人日本台湾交流協会

閉じる



お知らせ

◆ 「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との協力文書」について

2017年 11月 22日作成

公益財団法人日本台湾交流協会

平成29年11月22日、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で、「税関相互支援のための日台民間取決め」、「文化交流の協力に関する覚書」についての署名が行われましたのでお知らせいたします。当協会としては、本協力文書により更に日台関係が進展することを期待しています。

(各協力文書につきましては、こちらをご覧ください)

○[税関相互支援のための日台民間取決め](#)

○[文化交流の協力に関する覚書](#)

© 2017 公益財団法人日本台湾交流協会

閉じる



お知らせ

◆ 【記事資料】「税関に係る事項における協力及び相互支援に関する公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め」（略称「税関相互支援のための日台民間取決め」）

2017年 11月 22日作成

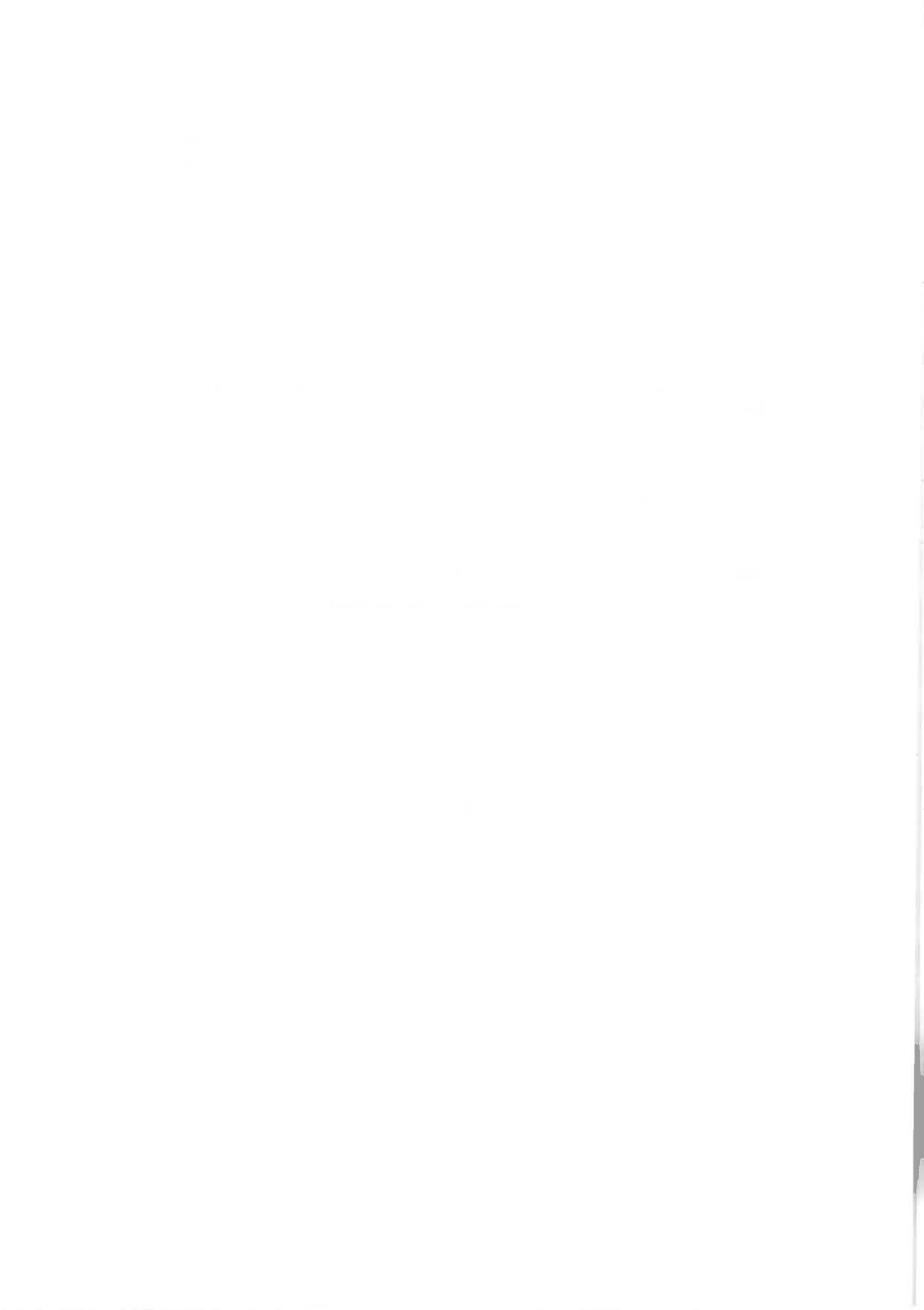
1. 11月22日、当協会と台湾日本関係協会との間で「税関に係る事項における協力及び相互支援に関する公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め」に署名しました。
2. 本取決めは、関税法令の適正な適用、関税法令違反の防止や調査及び関税法令違反への対応における日台間の一層の協力関係の強化を目的として、当協会と台湾日本関係協会が、日台両当局の必要な同意を得られるように相互に協力することを定めています。
3. なお、本取決めは所要の手續が完了し、本日付で発効しましたので、お知らせします。

※本取決めの本文はこちらをご参照ください。

- [税関相互支援のための日台民間取決め（英文）](#)
- [税関相互支援のための日台民間取決め（和文仮訳）](#)

© 2017 公益財団法人日本台湾交流協会

閉じる



税関に係る事項における協力及び相互支援に関する
公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め

公益財団法人日本台湾交流協会及び台湾日本関係協会（以下個別に「一方」といい、合わせて「双方」という。）は、関税法令違反が、日本及び台湾の経済、財政、社会、文化及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、日本側は財務省、台湾側は財政部（以下「権限のある当局」という。）が有する情報の交換を含む税関に係る事項における更なる協力及び相互支援が、経済、財政、社会及び公共の利益の健全性の確保のため相互に有益であることを認識し、以下の事項を実施するために必要な関係当局の同意を得るよう相互に協力することを合意した。

第1条 定義

この取決めにおいて、

- (a) 「関税法令」とは、いずれかの権限のある当局により適用され、又は執行される税関に係る事項に関する法令であって、物品の輸入、輸出、積替え、通過、蔵置及び移動に関連し、並びに禁止措置、制限措置及び規制措置を含むその他の税関手続に関連するものをいう。
- (b) 「関税領域」とは、場合に応じて日本又は台湾の関税法令が施行されている区域をいう。
- (c) 「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

第2条 取決めの範囲

- 1 双方は、この取決めの範囲内において、税関に係る事項における協力及び相互支援が、権限のある当局による関税法令の適正な適用、関税法令違反の防止及び調査並びに関税法令違反への対応に貢献することを確保する。
- 2 双方は、権限のある当局との緊密な協力により、税関手続の簡素化及び調和のための協力を促進する。
- 3 この取決めは、双方により、それぞれの関税領域の法令の範囲内で実施される。

第3条 支援の範囲

- 1 双方は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、並びに関税法令違反に対応するため、権限のある当局にとって必要な情報、特に麻薬、向精神薬及び前駆物質の不正取引に係る情報の交換に関する協力を促進する。情報は、双方により合意され権限のある当局が受入れ可能な方法により交換される。

- 2 権限のある当局にとって必要かつ適当である場合には、双方は、税関当局の職員の専門技術を向上させるため、関税法令、税関実務及び税関手続の経験を有する専門家の交流を促進する。

第4条 要請の連絡

- 1 この取決めに基づく要請は、英語による書面によって行われる。要請には、当該要請の履行に有益と考えられる情報を添付することができる。緊急な事情によりやむを得ない場合には、口頭による要請であっても承認され得る。ただし、当該口頭による要請は、速やかに書面で確認される。
- 2 1の規定に従って行う要請には、次の情報を含めるものとする。
 - (a) 要請する一方が設置された関税領域の権限のある当局の名称
 - (b) 当該要請に関連する手続の種類
 - (c) 当該要請の目的及び理由
 - (d) 当該要請に関係する者の名前及び住所（判明している場合に限る。）
 - (e) 検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的要素

第5条 要請の実施

- 1 要請された一方は、要請を履行するため、全ての合理的な措置をとる。
- 2 関税法令違反を構成する物品の不法な輸入及び輸出を阻止するため、双方の権限のある当局が緊急の状況において相互に連絡し、それぞれの法令の範囲内で調整を行うことができるようにすることを目的として、双方は、権限のある当局の連絡先の詳細を交換する。連絡先の詳細の変更は、遅滞なく通報される。

第6条 情報の使用及び秘密性

- 1 この取決めに従って受領した情報は、この取決めの目的のためにのみ使用される。当該情報は、要請する一方が設置された関税領域の権限のある当局にのみ提供される。
- 2 1の後段の規定にかかわらず、要請された一方が事前に別段の通知をする場合を除くほか、受領した情報は、要請する一方が設置された関税領域の他の関連法執行機関に提供することができる。当該関連法執行機関は、この取決めに定める条件の下で当該情報を使用することができる。
- 3 この取決めに従って受領したあらゆる情報の秘密性については、要請された一方が設

置された関税領域の法令に基づく保護と少なくとも同程度に保持される。当該情報は、要請された一方が設置された関税領域の権限のある当局の事前の同意を得ないで、第三者に開示されない。

- 4 この取決めに従って権限のある当局が受領した情報は、刑事裁判における証拠を含め刑事手続には使用されてはならない。

第7条 例外

- 1 この取決めに基づく支援が、要請された一方が設置された関税領域の経済、財政、社会、公共の利益その他の重大な利益を侵害する場合、産業上、商業上若しくは職業上の秘密の侵害を伴う場合又は要請された一方が設置された関税領域において適用される法令に反する場合には、当該支援を拒否し、若しくは保留することができ、又は一定の条件若しくは要件が満たされることを支援の条件とすることができる。

- 2 支援の要請が相互に履行されない場合には、要請する一方はその事実を明示する。当該要請の履行は、要請された一方の裁量に委ねられる。

- 3 要請された一方は、要請された支援の実施が、要請された一方が設置された関税領域において現に行われている調査、訴追又は司法上の手続を妨げることを理由として、その支援の実施を保留し、又は延期することができる。この場合には、一定の条件を付すことにより支援を行う可能性について判断するため、双方の間で協議を行う。

- 4 要請する一方が得る利益に比して要請に応ずるために必要とされる努力が明らかに不均衡であると要請された一方が考える場合には、要請された一方は要請された支援の提供を拒否することができる。

- 5 要請を拒否し、保留し又は延期する場合には、その理由を示さなければならない。

- 6 この取決めに従って要請を行う一方は、要請された一方が要請に応ずる際の関連する資源及び費用負担に考慮を払う。

第8条 費用

- 1 この条の2の規定に従うことを条件として、一方がこの取決めの実施に当たり要する費用は、各自が負担する。

- 2 要請を実施するために高額な経費又は特別の性質の費用を必要とし、又は必要となる

場合には、双方は、当該要請を実施する条件及び費用を負担する方法を決定するために協議する。

第9条 効力発生及び終了

この取決めは、署名の日に効力を生ずる。この取決めは、双方の同意により、いつでも修正することができる。いずれの一方も、3か月前に、この取決めを終了させる意思を他方に対し書面によって通告することにより、この取決めを終了させることができる。終了の通告が行われる前に受領した支援の要請については、この取決めに従って実施される。

この取決めは、英語により作成された。

以上の証拠として、公益財団法人日本台湾交流協会の代表及び台湾日本関係協会の代表は、2017年11月22日に東京で、この取決めに署名した。

公益財団法人日本台湾交流協会のために

台湾日本関係協会のために

会長

会長

台日今簽關務合作協定 將簡便關務打擊走私

2017-11-22 11:40 聯合報 記者蔡佩芳/即時報導

台日雙方今日上午簽署「台日關務合作與互助協定」與「文化交流合作瞭解備忘錄」，即日生效。未來雙方將可交換關務資訊，共同遏制違法進口，像是近來在日本發生多起台灣人走私毒品案件，將來雙方將可合作打擊犯罪。

第42屆台日經濟貿易會議21、22日在東京舉行，會後由台灣日本關係協會會長邱義仁、日本台灣交流協會會長大橋光夫共同簽署上述兩項文件。

邱義仁在簽約記者會中表示，兩會已簽署68份協議書或備忘錄，象徵雙方關係緊密，一個大型會議能持續42年更是不容易的事。日本安倍政府與蔡政府除了在人民堅強的感情上，同樣從戰略角度看待台日關係，未來雙方將就經貿、關稅、智慧財產權等重要面向，推動全面合作。大橋光夫也表示，日相安倍晉三多次強調台灣是重要的夥伴與友人，長年累積不動搖的信賴關係，是雙方寶貴的財產。

根據雙方簽署的關務協定，雙方將就正確適用雙方法規、打擊違法行為、促進關務程序簡化等方面進行合作，未來也將進一步推動台日優質企業相互承認協議，降低企業通關成本。財政部國際財政司司長李雅晶表示，未來如有像是毒品走私等違法行為，透過此一架構，雙方關務人員掌握情資，可以立刻通報對方。

文化合作方面，進行藝術交流、人才培育與資產保存的合作。日方將比照我方在東京成立的台灣文化中心，將在台北設立日本文化中心，台灣文化中心主任朱文清表示，兩中心將成為傳播文化訊息的據點，交流資訊，提供雙方文化藝術團體協助。

至於此次會中是否觸及日本食品開放問題？代表處表示，會談並未將日本食品問題列入議程，日方雖有提起，但我方也重申政府立場並沒有改變，解禁沒有時間表，只有在建立安全機制，確認食品安全無虞，並得到全民共識之後，才會調整。



台灣日本關係協會會長邱義仁(左)、日本台灣交流協會會長大橋光夫代表簽署「台日關務合作與互助協定」與「文化交流合作瞭解備忘錄」。東京記者蔡佩芳攝影

台日經貿會議 簽署關務合作協定、文化交流合作備忘錄

G+ 分享 推薦 0 分享

2017/11/22 | 財經政策



中國時報記者／黃菁菁／報導

第42屆台日經濟貿易會議22日在東京召開，雙方會後簽署了《台日關務合作及互助協定》及《台日文化交流合作瞭解備忘錄》。

針對日本5縣食品進口解禁問題，台日關係協會副秘書長林慶鴻表示，政府還是保持一貫的立場，將建立安全機制，得到全民共識之後才會調整管制措施。日方雖提出此問題，但我方仍說明立場。

台灣代表團團長、台灣日本關係協會會長邱義仁22日在記者會上致詞強調，台日經貿會議數10年來已簽署近68份協議書或備忘錄，這象徵雙方關係的緊密。今後台日雙方願就經濟、貿易、關稅、智慧財產權等各個重要面向，推動全面合作關係。

日本代表團團長、日本台灣交流協會會長大橋光夫則表示，「正如日本首相安倍晉三所說，台灣對日本而言，是極為重要的夥伴，也是應該珍惜的友人。雙方長年來建構毫不動搖的信賴關係，對日台而言都是寶貴的財產。」

大橋表示，關務合作及互助協定的目的是防止走私，可開展相互間的支援，也有利於順暢的關務資訊相換。文化交流合作瞭解備忘錄則是為進一步增進日台間相互理解及友好親善，雙方可在藝術文化、人才交流、文化資產保存等方面加強合作意願。

[Faint, illegible text block]

[Faint, illegible text block]

台日經貿會議 簽關務合作文化交流備忘錄

發稿時間：2017/11/22 12:58 最新更新：2017/11/22 14:23 字級：A- A+



台灣日本關係協會會長邱義仁（左）與日本台灣交流協會會長大橋光夫，今天在東京簽署台日關務合作及互助協定、文化交流合作瞭解備忘錄。中央社記者黃名璽 東京攝 106年11月22日

（中央社記者侯姿瑩台北22日電）台日經濟貿易會議今天落幕，外交部發布新聞稿表示，會中台日雙方針對經貿議題廣泛交換意見，會後簽署「台日關務合作及互助協定」及「台日文化交流合作瞭解備忘錄」。

外交部表示，第42屆台日經濟貿易會議昨天、今天在東京大倉飯店舉行，台灣代表團由台灣日本關係協會會長邱義仁擔任團長，日本方面則由日本台灣交流協會會長大橋光夫率團與會，「會中雙方就經濟貿易等議題廣泛交換意見」。

外交部說，這次經貿會議分為一般政策組、農林水產/醫藥/技術交流組、智慧財產權組等3組進行。會後邱義仁與大橋光夫簽署「台日關務合作及互助協定」及「台日文化交流合作瞭解備忘錄」。

台日經貿會議自西元1976年首度召開以來，今年是第42屆。外交部說，這項會議舉行數十次，獲許多成果，未來台日雙方願意在經濟、貿易、智慧財產權與關稅等重要面向，「推動全面性合作」。

外交部表示，台灣日本關係協會將繼續與日本台灣交流協會合作，擴大台日經貿等實質關係互動與合作。1061122

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is essential for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent and reliable data collection processes to support informed decision-making.

3. The third part of the document focuses on the role of technology in modern data management. It discusses how advanced software solutions can streamline data collection, storage, and analysis, leading to more efficient and effective operations.

4. The fourth part of the document addresses the challenges associated with data security and privacy. It provides guidance on implementing robust security measures to protect sensitive information and ensure compliance with relevant regulations.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It stresses the importance of ongoing monitoring and evaluation to ensure that data management practices remain effective and up-to-date.

6. The sixth part of the document provides a detailed overview of the data management framework. It includes a description of the various components and their interactions, as well as a discussion of the overall goals and objectives of the framework.

7. The seventh part of the document discusses the importance of data quality and the steps taken to ensure high-quality data. It highlights the need for regular data audits and validation processes to identify and address any issues.

8. The eighth part of the document focuses on the role of data in strategic planning and decision-making. It discusses how data can be used to identify trends, opportunities, and risks, and how this information can be used to inform the organization's overall strategy.

9. The ninth part of the document provides a detailed overview of the data management process. It includes a description of the various steps involved in data collection, processing, and analysis, as well as a discussion of the roles and responsibilities of the various stakeholders.

10. The tenth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It stresses the importance of ongoing monitoring and evaluation to ensure that data management practices remain effective and up-to-date.